

新豎 NEXT BASE 規約

令和8年2月 1日 施行

新豎 NEXT BASE 規約

第1条 名称及び事務局

本会は、新豎 NEXT BASEと称する。事務局はリーダー宅に置く。

第2条 目的

本会は、参加者同士のコミュニケーション能力を育成し、主体的な企画立案、事業の実行を通して地域活動を応援・活性化することを目的とする。

第3条 会員

本会は、地域活動に関心のあるすべての18歳から60歳未満の者を対象とし、当規約の方針に従って参加する者を以って会員とする。

第4条 事業

本会は第2条の目的を達成するために、必要に応じてリーダーが定例会を開催し、事業を企画、運営する。

第5条 役員

本会は、次の役員を置く。このうちリーダーはリーダー同士が相互に協議し、選出する。副リーダーはリーダーが若干名を推薦し、その他の役員と併せ、リーダー内での協議によって任命する。

代表	1名(リーダーを兼ねる)
リーダー	4名程度
副リーダー	数名(各リーダーに最大2名)
会計	若干名
会計監査	1名
相談役	若干名

第6条 役員の仕事

代表は、リーダーとの連絡を密にし、対外的な代表役を担う。リーダーは会務を担当する。副リーダーはリーダーを補佐する。会計は本会の会計及び庶務を担当する。会計監査は本会の会計を期末に監査する。相談役は代表及びリーダーの相談役を担い、役員決定権は除外とする。

第7条 役員会

役員会は役員(会計監査及び相談役を除く)をもって構成し、リーダーが招集する。役員会ですべての承認判断を行う。

第8条 定例会

定例会は原則として奇数月の第一水曜日に開催する。

第9条 専決処分

リーダーは緊急の判断が必要な場合専決処分をすることができる。この場合、リーダー2人以上の同意を必要とし、他の役員へと速やかに伝えなければならない。

第10条 資産

本会の資産は寄付金、活動に伴う収入、資産から生ずる果実、その他の収入で運営する。会員の会費は無料とする。

第11条 会計

本会の事業計画及び収支予算は、リーダーが作成し、毎会計年度開始前に、役員会での議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。リーダーは毎事業年度終了後速やかに事業、収支資料を作成し、監査を経て内容を寄付金をいただいた方々(以下投資者)への当該事業の会計報告、並びに実施結果の報告を行うこと。

第12条 会計年度

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 規約の変更

本会の規約の変更は、リーダーの創意により、役員会にて過半数以上の議決を得、決定する。

付 則

1. この規約は、令和8年2月1日から施行する。
2. 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず設立総会の定めるところとする。
3. 本会の設立初年度の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和9年3月31日までとする。